

社会福祉法人三瀬保育園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三瀬保育園の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成27年5月1日 より適用する。

この規程は、平成29年3月17日 より適用する。

この規程は、平成29年6月10日 より適用する。

別表1 理事会、監事監査、評議員会、評議員選任・解任委員会出席による報酬は次の通りとする

理事会	法人監査	評議員会	評議員選任・解任委員会
2,000円	2,000円	2,000円	1,000円

別表2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等(時給)	1,000円	必要と認められる場合は実費支給
理事及び評議員業務報酬等(時給)	1,000円	
監事監査指導報酬等(時給)	1,000円	

別表3

旅費	宿泊費		日当		その他
最も経済的な実費	県内	10,000円	1日	1,700円	必要と認められる場合は実費支給
自家用車利用の場合1km当たり37円で算出	県外	12,000円	半日	850円	